



一般社団法人 飯能インターナショナル・スポーツアカデミー 『La Escuela』入会規約



次の入会規約の諸条件による締結を入会者並びに保護者をはじめとする入会者の関係者（以下「甲」という）と一般社団法人 飯能インターナショナル・スポーツアカデミー（以下「乙」という）との間に締結することを義務付けている。

第1条（名称と所在地）

本スクールは、「一般社団法人 飯能インターナショナル・スポーツアカデミー La Escuela」（以下「本スクール」という）と称し、乙が主催、監修、運営をし、本部事業所を乙の事務所（〒357-0037埼玉県飯能市稲荷町21-10-103）内に置く。

第2条（目的）

当スクールは日本での活動において、日本の地域に根ざしたサッカー文化と競技スポーツとしてのサッカーの質的向上、さらにはこうした活動を通じた地域と連動した国際文化交流に広く貢献する事を目的とする。

第3条（入会資格および手続き）

当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり当スクールが入会に適すると認めた者（以下会員という）とする。又、親権者の許可を条件とし所定の入会申込書に必要事項を記入押印し、提出することとする。

第4条（入会申込みの成立）

1. 申込みとは、会員が自己責任のもとに当入会規約に基づき参加申込の意思を表明し、入会申込書の必要事項を記入し、乙に提出。乙がこれを確認したときをいう。
2. 入会成立とは、入会金・年会費・月会費を乙が指定する月謝袋に入れ、甲は最初のトレーニング日の前日まで、またはトレーニング日当日に乙に納入、乙は納入を確認し、会員に対して入会を承諾する旨の書面（または電話/電子メール）を発行したとき入会成立するものとする。
3. 会員が希望する受講参加日から開始とし、乙は年度途中でも新規会員の入会を認める。

第5条（入会金・年会費・月会費等）

1. 入会金、年会費はいずれも一括にて支払うこととする。
2. 会員は、別に定める入会金、年会費、月々の月会費を所定の期日までに納入するものとする。一旦納入した諸費用の返金の義務は負わないものとする。
3. 年度途中での入会でも入会金額は変わらないものとする。
4. 年度途中での入会の場合、入会された月から年度末までの期間（月数）に応じて年会費を按分した額を年会費とする。その後は毎年3月末に翌月分の月会費と一緒に年会費を納入するものとする。（例：2016年7月入会の場合、翌年2017年3月までの月数（9ヶ月分）を年会費とする。）
5. 会員は年度会員制となっており、万が一本スクールが実施されない月があっても、乙は年会費の返金の義務は負わないものとする。
6. 会員による途中退会、または休会があった場合、乙は年会費の返金の義務は負わないものとする。
7. 月会費は前納とし、本スクールが所定する方法に従い翌月分のレッスン料（月会費）をその月の最後に甲が参加するトレーニング日に納入するものとする。但し、甲がそれ以前の納入に関しても、乙は受け付ける。
8. 入会金、年会費、初月・翌月分の月会費の支払は乙指定の月謝袋に入れての納入とし、その後の月会費（原則、入会后2ヶ月目以降）も、同様に月謝袋による納入する。
9. 一旦納入した会員の月々の月会費は、乙理事会が認めた甲から申請のあった事由以外は、乙は会員に対し返金の義務を負わないものとする。

第6条（退会）

1. 会員の都合により退会する場合、本スクールが所定する届出用紙に必要事項を記入し、退会希望月の前月5日までに、本スクールに退会届を提出し、本スクールの承認を得るものとする。（例：10月1日付退会希望の場合、9月5日までに退会届を提出。）
2. 本スクールが第6条1で指定する届出日までに退会届けが出されていない場合、会員は退会希望月の月会費を支払うものとする。
3. 一度退会した会員が再度入会する場合、会員の再度入会費の支払いは必要ないものとする。

第7条（休会）

1. 会員の都合により休会する場合、本スクールが所定する届出用紙に必要事項を記入し、休会希望月の前月5日までに、本スクールに休会届を提出し、本スクールの承認を得るものとする。（例：10月1日付休会希望の場合、9月5日までに休会届を提出。）
2. 休会期間の月会費は原則2000円とする。
3. 会員は休会届を提出後に復帰する場合、復帰予定月の前月末までに復帰申告をし、その復帰月から通常費用の月会費を乙に支払うものとする。
4. 会員の休会期間は、休会希望月から連続2ヶ月間とする。それ以上延長する場合、特別な理由がない限り2ヶ月以上の休会を認めない。その際、乙は自然退会として扱うものとする。また復帰申告が無く休会延長をする場合、会員は乙に対し通常費用の月会費を納めるものとする。

第8条（保険）

1. 会員の入会と共にスポーツ傷害保険に加入することとし、その手続きは乙が行うこととする。
2. 傷害事故の場合の補償は、加入する保険会社の契約通りとする。

第9条（負傷時の処置）

本スクールが定めるスクール時間内においてトレーニングまたはそれに準じる事由で怪我をした場合、乙並びにボカ・ジュニアーズ日本支部または救急関係者が応急処置をするが、その後の処置については各家庭が責任を持ち、乙並びにボカ・ジュニアーズ日本支部は一切の責任を負わないものとする。

第10条（除名）

1. 会員が以下の項目に違反したとき、乙の判断で甲を除名できるものとする。
2. 本規約に違反したとき、または違反したと判断したとき。
3. 月会費、その他の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。また支払請求に応じないとき。
4. 乙並びに本スクールの名誉と信用を著しく害し、また甲が品位を損う言動を行ったとき、その他公の秩序に反したとき。
5. 施設等を故意・過失により破損したとき。

第11条（開催・休講・閉鎖）

1. 本スクールは、トレーニング回数を年間42回保障する。トレーニング回数が年間の保証回数を下回る場合、長期休暇・休日などを利用してトレーニングを開催、またはトレーニングマッチなどのイベントを開催し、振替えるものとする。
2. 乙並びにボカ・ジュニアーズ日本支部は、天災地変・社会情勢の変化、その他乙のスクールの継続が困難となる事由が生じた場合、無条件に休講、または閉鎖できるものとする。

第12条（免責）

本スクールの活動内での秩序や指導者の指示に従わなかったことで起きた事故・トラブル・盗難等について、乙並びにボカ・ジュニアーズ日本支部は一切の責任を負わないものとし、会員が乙並びにボカ・ジュニアーズ日本支部に対し損害賠償を求めないこととする。

第13条（移動）

1. 甲は、本スクールの会場までは自己責任とし、道路交通法及び規則を順守し、交通事故のないよう努める。
2. 甲は乙が運行するバスを利用する場合、その移動中の乗車時に起きた事故の補償は、乙が加入する保険会社の契約通りとし、それ以上の責任や補償を甲は乙に請求しないものとする。
3. 駐車場内で起こった事故は、本スクールは一切の責任を負わないこととする。
4. 本スクールのトレーニングを開催する飯能市岩沢運動公園多目的グラウンドに甲が参加する場合、父兄または保護者による自家用車などでの直接送迎、もしくはボカバスを利用した間接送迎のいずれかとし、参加児童一人、または複数での徒歩、または自転車などによる参加は認めない。万が一甲が違反した場合、本スクールからの除名対象となる。また、このような条件においての事故については、乙並びにボカ・ジュニアーズ日本支部は一切の責任を負わないものとする。

第14条（撮影）

1. 本スクール生の保護者による個人的な利用目的における写真・ビデオ撮影については許可するが、SNSをはじめとする動画掲載サイト等に載せる場合は、事前に書面またはメールによる乙並びにボカ・ジュニアーズ日本支部の承認を取るものとする。
2. 乙並びにボカ・ジュニアーズ日本支部によって撮影された写真やビデオは、ホームページ他メディアに掲載する可能性があることから、甲はこれを承諾するものとする。

第16条（付則）

1. 乙並びにボカ・ジュニアーズ日本支部が定めた本規約は、必要に応じ随時本規則を改正できるものとする。
2. 乙並びにボカ・ジュニアーズ日本支部が会員に本規約の改正後通知し、その後本スクールに参加した場合、甲は承諾したものとする。

第17条（遵守事項）

会員は、本規約を遵守するとともに、本スクールが行う会場の諸規則に従うものとする。

第18条（発効期日）

本規約は、2016年3月18日より発効するものとする。

第19条（改正）

平成28年3

